

議案第 83 号

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 1 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市税条例の一部を改正する条例

加西市税条例（昭和 42 年加西市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条から第 17 条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第 8 条 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第 4 項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第 3 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続等）

第 9 条 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
 - (6) 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、猶予期間が 3 月を超える場合には、提供しようとする法第 16 条第 1 項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
 - (7) その他市長が当該徴収猶予の申請手続に関し必要と認める事項
- 2 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、猶予期間が 3 月を超える場合には、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 6 条の 10 の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
 - (5) その他市長が当該徴収猶予の申請手続に関し必要と認める書類
- 3 法第 15 条の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項
 - (3) その他市長が当該徴収猶予の申請手続に関し必要と認める事項
- 4 法第 15 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類
 - (2) その他市長が当該徴収猶予の申請手続に関し必要と認める書類
- 5 法第 15 条の 2 第 3 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

(5) その他市長が当該徴収の猶予期間の延長申請手続に関し必要と認める事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第2項第4号に掲げる書類

(2) その他市長が当該徴収猶予及び徴収猶予の期間の延長をする場合において、特に提出を要すると認める書類

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(3) その他市長が職権による換価の猶予に関し必要と認める書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

- 4 法第 15 条の 6 の 2 第 1 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
 - (2) 第 9 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる事項
 - (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
 - (4) その他市長が申請による換価の猶予に関し必要と認める書類
- 5 法第 15 条の 6 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第 9 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類
 - (2) その他市長が申請による換価の猶予に関し必要と認める書類
- 6 法第 15 条の 6 の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第 9 条第 1 項第 6 号に掲げる事項
 - (2) 第 9 条第 5 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項
 - (3) 第 4 項第 3 号に掲げる事項
 - (4) その他市長が申請による換価の猶予期間の延長に関し必要と認める事項
- 7 法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する期間は、20 日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第 12 条 法第 16 条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が 100 万円以下である場合、猶予期間が 3 月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第 13 条から第 17 条まで 削除

第 18 条中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 23 条第 2 項中「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 46 条の 4 に規定する場所」を「恒久的施設（法第 292 条第 1 項第 14 号に規定する恒久的施設をいう。）」に改める。

第 33 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、同法第 60 条の 2 から第 60 条の 4 までの規定の例によらないものとする。

第 36 条の 2 第 8 項中「寮等の所在」の右に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規

定する法人番号をいう。以下同じ。)」を加える。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第51条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同条第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第71条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号、第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第89条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第90条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第139条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第6条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第12条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者

にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第 18 条の 2 を次のように改める。

第 18 条の 2 削除

附則第 30 条中「第 12 項、第 16 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項若しくは第 38 項」を「第 13 項、第 17 項から第 24 項まで、第 26 項、第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 37 項若しくは第 42 項」に、「第 28 項」を「第 30 項から第 33 項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条から第 17 条まで、第 18 条及び第 23 条第 2 項の改正規定並びに附則第 6 条第 1 項及び第 18 条の 2 の改正規定並びに次条、附則第 3 条第 3 項及び第 6 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の加西市税条例（以下「新条例」という。）第 8 条、第 9 条及び第 12 条（地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号。以下「平成 27 年改正法」という。）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下この条において「28 年新法」という。）第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に申請される 28 年新法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成 27 年改正法附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28 年旧法」という。）第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第 10 条及び第 12 条（28 年新法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた 28 年旧法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第 11 条及び第 12 条（28 年新法第 15 条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 33 条第 2 項の規定は、平成 28 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 27 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 51 条第 2 項第 1 号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書について適用する。

3 新条例第 23 条第 2 項の規定は、附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第 36 条の 2 第 8 項の規定は、施行日以後に行われる新条例第 36 条の 2 第 8 項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の加西市税条例（以下「旧条例」という。）第 36 条の 2 第 8 項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 新条例第 63 条の 2 第 1 項第 1 号、第 63 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号、第 71 条第 2 項第 1 号、第 74 条第 1 項第 1 号並びに第 74 条の 2 第 1 項第 1 号並びに附則第 12 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号及び第 9 項第 1 号の規定は、施行日以後に提出する新条例第 63 条の 2 第 1 項並びに第 63 条の 3 第 1 項及び第 2 項に規定する申出書、新条例第 71 条第 2 項に規定する申請書又は新条例第 74 条第 1 項及び第 74 条の 2 第 1 項並びに附則第 12 条の 3 各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第 63 条の 2 第 1 項並びに第 63 条の 3 第 1 項及び第 2 項に規定する申出書、旧条例第 71 条第 2 項に規定する申請書又は旧条例第 74 条第 1 項及び第 74 条の 2 第 1 項並びに附則第 12 条の 3 各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 5 条 新条例第 89 条第 2 項第 2 号及び第 90 条第 2 項第 1 号の規定は、施行日以後に提出する新条例第 89 条第 2 項並びに第 90 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第 89 条第 2 項並びに第 90 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 6 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第 18 条の 2 に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ 3 級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2

項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第 95 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 2,925 円

(2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 3,355 円

(3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 4,000 円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第 98 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 98 条第 1 項	施行規則第 34 号の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 38 号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成 27 年改正前の地方税法施行規則」という。）第 48 号の 5 様式
第 98 条第 2 項	施行規則第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 6 様式
第 98 条第 3 項	施行規則第 34 号の 2 の 6 様式	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 9 様式
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 5 様式又は第 48 号の 6 様式

4 平成 28 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第 92 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第 52 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ

税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成 27 年改正法附則第 20 条第 4 項に規定する申告書を平成 28 年 5 月 2 日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 28 年 9 月 30 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によつて納付しなければならない。
- 7 第 4 項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 19 条	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	加西市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年加西市税条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 27 年改正条例」という。）附則第 6 条第 6 項
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 6 条第 5 項
第 19 条第 3 号	第 48 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。）、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 27 年改正条例附則第 6 条第 6 項の納期限

第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）附則第 20 条第 4 項の規定
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 6 条第 6 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 6 条第 5 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 6 条第 6 項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ 3 級品のうち、第 4 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第 99 条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ 3 級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 98 条第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ 3 級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成 29 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 8 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、

当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

- 10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 10 月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 9 項の
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第 19 条の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 19 条第 2 号の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 19 条第 3 号の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 98 条第 5 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 100 条の 2 第 1 項の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 101 条第 2 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 9 項

- 11 平成 30 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 10 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同

日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 645 円とする。

- 12 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 11 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 12 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 30 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 30 年 10 月 1 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 11 項の
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第 19 条の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 19 条第 2 号の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 12 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 19 条第 3 号の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 12 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 98 条第 5 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 100 条の 2 第 1 項の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 12 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 101 条第 2 項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 12 項において

の項		準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の	附則第20条第4項	附則第20条第14項におい

項		て準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2第1項の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第7条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(審議資料)

地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）が平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、加西市税条例（昭和 42 年加西市条例第 50 号）の一部を改正する必要があるため所要の改正を行うもの

【概 要】

1 地方税における猶予制度の見直し＜施行日 平成 28 年 4 月 1 日＞

地方税の猶予制度について、地方分権を推進する観点から一定の事項については条例で定めることとしたうえで、国税の昨年度の改正を踏まえて所要の見直しを行う。（第 8 条から第 12 条）

猶予制度とは

(1) 徴収の猶予（地方税法第 15 条）

次の理由により市税を一時に納付することができないときは、申請することにより、1 年以内の期間に限り（延長申請により最長 2 年）、徴収の猶予が認められる場合がある。

- ・財産について災害や盗難等にあつたとき
- ・納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- ・事業を廃止し、又は休止したとき
- ・事業について著しい損失を受けたとき 等

(2) 換価の猶予（地方税法第 15 条の 5）

納税について誠実な意思を有する者が、市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなど、一定の要件に該当するときは、1 年以内の期間に限り（延長申請により最長 2 年）、滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合がある。

主な改正内容

(1) 猶予に係る徴収金の分割納付についてその方法を原則毎月とする。

猶予に係る徴収金の納付は、財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させることができる。

(2) 猶予申請書における記載事項について

- ①一時に納付することができない事情
- ②猶予を受ける金額及び期間
- ③分割納付する徴収金の年度、種類、金額及び納期限
- ④担保の内容（担保を提供する場合）

(3) 猶予申請書に添付する書類について

- ①事実を証する書類
- ②資産及び負債の状況を明らかにする書類
- ③収支の状況（実績及び今後の見込み）
- ④担保に関する書類（担保を提供する場合）

(4) 担保を徴する基準について

次の場合は、担保を徴する必要がないものとする。

①猶予に係る金額が 100 万円以下

②猶予期間が 3 ヶ月以内

(5) 猶予申請書の訂正期限について

申請書の不備等があった場合の訂正期限を、通知を受けた日から 20 日以内とする。

(6) 申請による換価の猶予における申請期限について

換価の猶予の申請期限を、納期限から 6 月以内とする。

2 市税条例で定める申請書等の記載事項の変更<施行日 平成 28 年 1 月 1 日>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されたことに伴い、市税条例で定める申請書等に個人番号又は法人番号の記載事項を追加する。(第 36 条の 2、第 51 条、第 63 条の 2、第 63 条の 3、第 71 条、第 74 条、第 74 条の 2、第 89 条、第 90 条、第 139 条の 3、附則 12 条の 3)

(1) 個人番号又は法人番号の追加を行う申請書等

市民税の減免申請、施行規則第 15 条の 3 第 2 項の規定による補正の方法の申出、法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額のおん分の申出、固定資産税の減免申請、住宅用地の申告、被災住宅用地の申告、軽自動車税の減免申請、特別土地保有税の減免申請、新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告

(2) 法人番号の追加を行う申告書

法人市民税申告

3 市税条例で定める減免申請期限の変更 <施行日 平成 28 年 1 月 1 日>

減免申請期限について減免を受けようとする者の利便に配慮する観点から、「納期限前 7 日まで」を「納期限まで」に見直しを行う。(第 51 条、第 71 条、第 89 条、第 90 条、第 139 条の 3)

《市税条例で定める減免申請》

市民税の減免申請、固定資産税の減免申請、軽自動車税の減免申請、特別土地保有税の減免申請

4 地方たばこ税 <施行日 平成 28 年 4 月 1 日、平成 29 年 4 月 1 日、平成 30 年 4 月 1 日、平成 31 年 4 月 1 日>

旧 3 級品の製造たばこに係る特例税率を平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日までの間に 4 段階で縮減・廃止等を次のとおり改正する。(附則第 18 条の 2)

(1,000 本当たり)	現行	改正 (実施時期)			
		H28. 4. 1	H29. 4. 1	H30. 4. 1	H31. 4. 1
地方のたばこ税	2,906 円	3,406 円	3,906 円	4,656 円	6,122 円
県たばこ税	411 円	481 円	551 円	656 円	860 円
市たばこ税	2,495 円	2,925 円	3,355 円	4,000 円	5,262 円
(参考) 国のたばこ税	2,906 円	3,406 円	3,906 円	4,656 円	6,122 円

5 その他

地方税法等の改正に伴い、文言の整合、引用条文の条ずれの修正等を行う。